

2010年8月3日

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
「権利制限の一般規定に関する中間まとめ（案）」に対する意見

日本知的財産協会
デジタルコンテンツ委員会

権利制限の一般制限を導入する必要性について

「権利者の利益を不当に害さない一定の範囲内で著作物の利用を認めることが適当」（15 ページ）との結論に賛同する。また、著作権法は、著作物の保護と利用をバランスよく規定することが法の目的に合致していることから、権利制限の一般制限の新設が「著作権法 1 条が規定する目的に合致するもの」としていることを評価したい。

著作権法を形式的に適用すれば、あたりまえのように行われる多くの行為が著作権侵害であると判断されうること、新規サービス創出にあたっての萎縮効果が生じ、イノベーションを阻害すること等の問題が生じていることは、すでに平成 21 年 9 月 18 日付にて当委員会から提出した法制問題小委員会への意見にて述べたとおりである。

特に、今後のデジタル化・ネットワーク化の進展による社会環境の変化、著作物の創作、利用、流通環境の変化はもはや避けようがなく、権利の保護と利用のバランスを図り、知財の創造サイクルを活性化させるために、権利制限の一般規定の導入は不可欠であると考え。したがって、導入の方向性が示されたことについては、評価をしたいと考える。

なお、「各懸念については、権利制限の一般規定の要件や趣旨をある程度明確にするなど、我が国の現状や関係者の意見に配慮した制度設計をすることである程度解消されうる」（P14）とあるが、明確性の要件（第 4 章 2（6））とのバランスを踏まえながらも、一般規定の導入の趣旨を没却することにつながらないよう、包括的で受け皿規定として機能しうる、ある程度の柔軟性を持たせた制度設計をお願いしたい。

権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

今回提示された A から C のタイプの適用範囲は限定的であり、特に、企業活動を営むうえで不可避免的に生じる、著作権等の利益を不当に害さない極めて軽微な行為が、これらのタイプによりすべてカバーされているわけではない。その意味で、権利制限の一般規定を導入する目的は部分的にしか達成されていないといえる。したがって、著作物の通常の利用を妨げず、著作権者等の正当な利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定という観点から、是非継続的な検討をお願いしたい。

A 類型について

A 類型を権利制限の対象とすることにつき、賛同する。

特に、いわゆる「写り込み」は、企業実務上様々な局面で生じうる問題であり、権利制限の対象とすることにつき賛成である。なお、「写し込み」であっても、当該写った著作物が全体のなかで非本質的かつ付随的であり、質的・量的にも軽微である場合は、その著作物から経済的価値を引き出すという利用ではなく著作権者等の利益を不当に害するものではないと評価できるであろうから、「写り込み」なのか「写し込み」を区別する必要はないと考える。

B 類型について

B 類型を権利制限の対象とすることにつき、賛同する。

C 類型について

C 類型を権利制限の対象とすることにつき、賛同する。

デジタル・ネットワーク社会においては、「コピー」は、著作物を見る、聞く場合等に限らず、情報通信における基本的な処理であり、それぞれの行為について個別に立法することは不可能である。また、「近時の法改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができる」とあるとおり（P21）、今後立法される個別規定も含め、C 類型が包括的に受け皿規定として機能すべきであると考ええる。

企業内での利用行為

「企業内での出版物等の複製のうち、複製対象の著作物の複製物を適法に取得・所持している場合におけるきわめて少数の複製」（P24）など、企業実務上生じる極めて軽微な利用行為については、市場の失敗が生じ、かつ著作権者等の利益を不当に害さないことは明らかである。一般規定の対象と位置付けることについて、引き続き検討いただきたいと考える。

「事案によっては不合理な結論が生じる可能性があること等から、非営利性を独立した要件とする必要はないものと考えられる。」（P25）との見解に賛成する。営利性の判断は難しく、企業の活動は最終的にはすべて営利に結びつくとの解釈も可能であることなどに鑑みると、非営利性を要件とすることは適切ではないと考える。

対象とする著作物の種類（プログラムの著作物）

「プログラムの著作物はCの類型の対象から除外して考える等も含め、慎重に検討する必要がある」（P25）とあるが、プログラムの著作物も他の著作物と同様に考えるべきであり、C類型からプログラムの著作物を除外する必要はないと考える。『権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書』では、C類型について「研究開発分野や情報の複製等を不可避免的に伴うネットワーク産業の分野等に特徴的なものであり、利用者側の萎縮防止にも一定程度資すると考えられる」としており、ネットワーク産業の根幹であるプログラムの著作物をC類型から除外してしまうと、C類型を導入する意義は薄れるからである。

個別規定の追加、見直し

「権利制限の一般規定を導入する場合であっても、導入後も必要に応じて適宜個別権利制限規定の追加、見直しを行っていくことが適当である」（P27）とするアプローチを支持する。個別規定の創設により対応することが適当とされている同ページの「リバース・エンジニアリング」の例をひくまでもなく（これについても速やかな立法化を望むが）、一般規定導入後も必要に応じて個別規定を設けることは、明確性の原則の観点からも好ましいと考える。

権利制限の一般規定に関する議論の継続

「この検討結果をもって、権利制限の一般規定に関する議論を尽くしたものとは考えていない。・ ・ 検討すべき重要な論点が多く存在する」（P31）とあるとおり、A から C 類型には該当しないものの権利制限の対象とすべき利用行為が、企業実務上少なからず存在する。さらに、技術の発展も絶え間なく続いており、新たな著作権の利用形態が生まれてくるのであるから、今回の検討結果をもって権利制限の一般規定に関する議論を終了するのではなく、今後も継続的な検討をお願いしたい。

以上